

## 第1回 太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会 議事録

日時：令和2年（2020）12月25日（金） 13時半～16時半

場所：太宰府市役所 4階大会議室

参加者：委員：西山徳明委員、大江英夫委員、上村真仁委員、田鍋隆男委員、日下部寛行委員、南里義則委員、渡辺清二委員、森弘子委員、江藤真理子委員、丸田幸一委員、小川祥平委員、施光恒委員

事務局：太宰府市（以下、市）

樋田教育長、菊武教育部長、友添文化財課長、中島保護活用係長、山村調査係長  
井上主任主査、豊増主事

オブザーバー：楠田大蔵（太宰府市長）

下原幸裕（福岡県教育庁）

赤松悟、宮島悠夏（都市環境研究所）

麻生未希（同志社女子大学生生活科学部人間生活学科）

八百板季穂、大川翔磨（岡山理科大学工学部建築学科）

### 1 開会

市) 皆さま、こんにちは。本日、進行を務めさせていただきます、文化財課長の友添でございます。本日は、年末の大変ご多用のなか、ご出席を賜り誠にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度第1回太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会を開会いたします。

### 2 出席者の確認

市) 本日の会議につきましては、委員15名のうち12名のご出席をいただいておりますので、定足数である過半数に達しておりますので、会議が成立することをご報告申し上げます。

なお、九州国立博物館の楠井様、太宰府天満宮の松大路様、太宰府市商工会観光部会幹事の鬼木様は、お仕事の都合により本日欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。

なお、本委員会は、『太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱』に基づき、公開としております。また、本会議室においては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、皆さまの席の間隔を空けたり、換気のために窓を開けるなどの措置を講じております。少々寒いかと存じますが、ご了承賜りたくお願いいたします。

### 3 委嘱状の交付

市) 続きまして、委嘱状の交付をさせていただきます。ここにお集まりの皆様より委員就任のご承諾をいただいておりますので、太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会規則第3条の規定により、委嘱させていただきます。なお、委嘱期間は令和2年12月

1日より令和4年11月30日までといたしております。本来であれば、樋田教育長が皆さまに委嘱状を交付いたしたいところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、あらかじめ皆さまの御席に置かせていただいております。ご確認のほど、よろしく願いいたします。

#### 4 自己紹介

市) 続きまして、今回初めての協議会でもありますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。私の座席の左手の委員より、順にお願いいたします。

※省略

#### 5 会長・副会長選出

市) 続きまして、会長及び副会長の選任を行いたいと存じます。協議会規則第5条の規定では、委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたか、会長及び副会長をお引き受けくださる方はいらっしゃいますでしょうか？

それでは、事務局案といたしまして、可能であれば、今回策定いたします太宰府市文化財保存活用地域計画の前身とでもいえる平成22年の太宰府市歴史文化基本構想策定時より関係していただいております西山委員に会長を、副会長には文化財の広報普及とも深く関係する本市の観光推進基本計画策定に関わっていただいております大江委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。皆様のご意見をお伺いいたします。

一同) 異議なし

市) ありがとうございます。それでは、西山委員、大江委員、会長席ならびに副会長席へのご移動をお願いします。早速ではございますが、西山会長、大江副会長より、ご挨拶頂戴したいと存じます。よろしく申し上げます。

会長) どうも改めまして、西山です。非常に重要な委員会。これから少しだけお話させていただきます。この委員会はとっても大事な委員会で、日本の文化財保護行政、文化財保護にとって非常に重要な意味のある委員会になる可能性があると思っております。その重要な委員会で座長を務めさせていただくことに身が引き締まる思いです。皆様のご協力でなんとか円滑に会議を進めていきたいと思っております。どうかご協力よろしく願いいたします。

今、申し上げましたのは、今回、保護法改正があって、この地域計画が策定できることとなったのですが、聞くところによると、策定済みのところはまだ数十ですけども、この1～2年で300件くらいの全国の自治体がこういう計画をつくっていくとのこと。その地域計画のアイデアのもととなった、歴史文化基本構想というのが平成19年、2007年に文化庁からアイデアとして提示されまして、12～13年かけてその考え方をモデル事業として、太宰府市さんも取り組まれて、なんとか形になってきたところでこの法改正があったという経緯があります。実は平成19年(2007)の国の文化審議会のモデルになったのが、太宰府市のまさに市民遺産の取組でした。どうしても今までの文化財は、学術とか、それぞれの分野の権威の先生が文化財を指定するという、学術的なトップ

ダウンの形が強かったですが、そうじゃなくて市民の目線で、市民が大切だと思うものを社会全体の力で守っていく、あるいはそれを活用していく、そのことで結果として守られるという。従来の保護行政とは真反対の考え方がこの太宰府の地から生まれました。それが2007年の太宰府市の文化財保存活用計画です。それを国がモデル事業として歴史文化基本構想を作ったという経緯がある。そういう意味では、太宰府市さんが作られるこの文化財保存活用地域計画がいかなるものになるのかということも文化庁も注視しているところだと思います。私は北大ではあるのですが、たまたま1年間、文化庁と共同研究をするために京都に長期にでておりました、文化庁とも議論するなかで、まさに文化庁からの期待と、どこまでできるのか、市民遺産というと市民の手による文化財の保護、活用というのがどこまでできるのかということが本当に問われているようです。そういう意味で大切な委員会になると思います。あんまり言って自分の首を絞めたくはありませんが、ぜひ皆さんの英知で、この委員会から実り多い成果を世に問いたいと思いますし、それが太宰府市のためになれば一番よいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。すみません、長くなりました。

副会長) 太宰府市は今、天満宮一極になっており、せっかく多くの魅力ある文化があるのに滞在時間が長くないです。経済的にも町が潤うような形で観光促進ができればと思っております。会長を補佐していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

市) どうもありがとうございました。それではどうぞよろしくお願いいたします。

## 6 市長あいさつ

市) 本計画について、市長の楠田よりご挨拶申し上げたいと存じます。

市長) 改めましてこんにちは。途中から失礼しました。すでに会長、副会長が選出されたということで、ありがとうございます。ご出席者の皆様もクリスマスですけれどもご出席くださり、ありがとうございます。改めまして、私からご挨拶させていただきます。昨年は令和のご縁を頂きまして、令和発祥の都としまして、太宰府の歴史や文化が大変注目を頂きまして、大宰府政庁跡はじめ、たくさんの来訪者で賑わったところでありました。一方で、ご存じのように今年新型コロナウイルスではじまり、おわるような一年でありました。念願でありました2月の中西進先生をお招きした会も中止せざるを得ませんでした。来年もう一度ぜひお招きしたいと思っておりますが、今年はその対応に追われる一年となってしまいました。しかし、来年はもう一度反転攻勢ともうしますか、本市が誇ります大宰府跡、水城跡が大正10年に史跡に指定されてから丁度100年になりますので、こうした節目の年にこれからの100年の太宰府のあり方、史跡との付き合い方、活用の仕方、そういうものをしっかりと種まきをしていく1年にしていかなければならないと思っております。どうぞ、会長、副会長はじめ、知見のある皆様からご意見を頂きまして、この議論がこれからの太宰府の市政のあり方にもつながっていくものにしていききたいと思います。我が国の要衝であった太宰府から新たな風を吹かしていけるようにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 7 資料確認

市) 議事に入ります前に、事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。会議次第としてのレジュメ、続きまして名簿、規則、資料1～5までです。それと青の封筒も机の上に置かせていただいております。過不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

## 8 議事

### (1) 確認事項

#### 議事1) 文化財保護法改正の趣旨と文化財保存活用地域計画

市) では、太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会規則第6条の規定によりまして、議事の進行を西山会長にお願いいたします。

会長) それでは、早速議事に入らせていただきます。本日は、はじめての協議会ということでもありますので、まずは文化財保存活用地域計画を策定することになった経緯、これまでの太宰府市での取り組みについて説明していただきます。その後、地域計画の構成や内容について、皆さんからご意見を伺いたいとのことですので、よろしくお願いいたします。では、事務局の説明をお願いします。

市) 文化財課の井上と申します。これからパワーポイントとお手元資料で説明させていただきます。よろしくお願いします。お手元資料は資料1になっております。まずは、文化財保存活用地域計画を策定するに至った経緯をお話ししなければなりません。そのためには、少々長くなりますが、文化財保護法の改正に至った経緯や、これまでの太宰府市の文化財に関して取り組んできたことを説明いたします。

文化財保護法改正に至った経緯を説明いたします。平成19年10月に遡り、文化庁が行っております文化審議会文化財分科会企画調査会報告書にて「歴史文化基本構想」が提唱されます。この中の中心的取組として「文化財は単独ではなく、周辺の環境も含めて総合的に把握し保存活用を図る。」という点が提起されました。これを受ける形で、本市でも平成23年3月に『太宰府市民遺産活用推進計画』を策定し、平成16年度に策定していた『太宰府市文化財保存活用計画』と合わせて、本市の歴史文化基本構想としました。

つづいて、本地域計画策定に大きく関わってきます諮問が、平成29年6月に「これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について」という形で文部科学大臣から文化審議会へなされます。この諮問に対する答申が、平成29年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方」という形で、文化審議会文化財分科会企画調査会から出されます。これを受ける形で、平成30年6月に文化財保護法の改正が行われ、平成31年4月に施行されました。その趣旨として①社会総がかりで文化財の保存活用を図る、ことが提唱されます。併せて、今回、委員の皆さまに関わっていただく文化財保存活用地域計画が、法定計画として文化財保護法第183条の3として書き込まれ、文化庁長官による認定計画として位置づけられています。

このような流れの中で、本市の文化財のマスタープランであるとともに実践計画としての「太宰府市文化財保存活用地域計画」の策定へと入っていくことになりました。先に策定した「太宰府市歴史文化基本構想」を念頭に置きながら策定に入っていくことになりま

す。文化財保護法改正の趣旨と文化財保存活用地域計画について、概略の流れを説明いたしました。西山会長、もしよろしければ補足などありましたら、お願いいたします。

会長) 挨拶でも言いましたが、とにかく文化財は指定。指定はおかみが上から、指定して、これは大事なものだから持ち主の勝手にすることはけしからんというものが指定という考え方。それはそれで大事で、日本の文化財保護体系は世界にも誇るもの。天然記念物のような生物や地質も保護するというのは世界をみてもなかなかない。もちろん建造物や美術品、工芸品にもいきわたっており、素晴らしい文化財保護制度にみえる。ただ、なにせ縦割り行政のなかで建物は建造物、生き物は天然記念物などというように縦割りもあるもので、その間にいろいろな隙間があって、どうしても文化財として扱えないけれども大事なものもありそうだし、それから何より、国民のために大切なものを指定するのは上から順番になるので、その間に世の中に散らばっている大切なものがすごい勢いで失われていく。ですから、発想を切り替えてボトムアップで市民の目線で選んで、市民が意義を感じて保存活用していく、実は革命的ムーブメントです。ですから、それを法律として文化財保護法が定めて、これまでの保護法とはある意味全く反対の方法を定めたということはすごく大きなこと。ただ、これを自治体がどう使いこなすかということで死んだ制度となるか生きた制度となるか、かわってくる。

ひとつ説明すると、実は、歴史文化基本構想ができるきっかけとなったのは、未指定の文化財がすごい勢いで失われているという事実の認識からです。私が萩で調査したものを5年後に再調査したところ、未指定の文化財で、古い門とか塀とか、建物が萩には保存されていないところにあるものがたくさんあるのですが、5年後のだけで、1割がなくなっていた。それを文化庁に報告したところ、他の地域はどうだということになった。それで、その後、金沢では10年で2割、東京の谷中では15年で3割、ほぼおなじ勢いの5年で1割が失われていることがわかって、いくら国が登録制度を作っても間に合わない。国が今の保護制度で守れるものの100倍～1000倍の速さでものがなくなっているという事実を国が認めて、こういうことをやらなければいけないとなった。実は、今日、同志社大学と岡山理科大学の先生にオブザーバーとして来ていただいているのですが、お二人と私の調査チームで太宰府市の調査も行いました。2004年に最初に調査をし、追跡調査を今年3月に行い、成果がでました。太宰府市全域の古い集落の区域を悉皆調査したのですが、この結果、歴史的な建物が15年間で25%失われているということが分かった。やはり5年で1割くらいで太宰府市でも失われていることがわかりました。猛烈な勢いです。遺産相続の時に失われるものもあれば、道路工事で失われるものもあり、手入れがされずに空き家とあるもの、自然倒壊するものなどがあると思われます。それと同時に人々の暮らし、民具、古文書、方言、言い伝えなどのあらゆるものが一緒に失われている。気づかずに見過ごすことはできても、気づいた以上は見過ごすことはできないとなりました。国も税金でそれらを守っていくことはできません。文化財保護行政は正直なところ、膨らんでいく方向ではありません。ですから、それを地域社会や市民や自治体力や知恵や仕組みで使うことで守っていくという制度をつくっていいよということになりました。私は、地域計画は歴史文化のまちづくりをするためのマスタープランと思っています。都市計画は都市計画のマスタープランがありますし、昔は住宅地のマスタープラン、みどりのマスタープランなどがありますが、今まで歴史文化に

ついてはなかった。ですが、こういう時代ですから、計画を立てて夢だけ描いて終わりというのはだめだから、文化庁がしっかり言っていることは、そのために、だれが、いつまでに、何をするのかという具体的な措置を書き込んだ、同時にアクションプログラムとすること。ですから、マスタープランを描いたうえで、喫緊の5年～10年のアクションプログラムにしなければということが求められている。この計画について、事務局が出してこられるたたき台としっかりとみて、検討していくというのが、この協議会のミッションだと改めて説明させていただきます。

会長) みなさんから、何か分からないところとかありましたら、質問をお受けいたします。これからこの協議会を進めていく上で、押さえておくべき趣旨などがありました。確認の意味をこめて説明していただきましたので、何かあれば、よろしくお願いします。

A 委員) 今お話しされたなかで、ボトムアップで文化財保護をする必要があるというのだが、これからの5～10年の具体的な措置を考えていくというお話だが、これまでの具体的な措置があれば、参考までに教えてほしい。

市) 市民のボトムアップという話では、今から10年ほど前にできた市民遺産の取組があります。市民が大事な物語とモノをまとめたもの、例えば大宰府政庁跡であれば、大宰府政庁跡という場所とそこにまつわるエピソードをまとめたものを、市民遺産会議に諮るという仕組みを作っています。その条例を作っています。これを今回の地域計画でも組み込んでいきたいと考えている。

会長) 私も市民遺産会議に参加しておりますので、少し補足させていただくと、市民遺産会議は行政の委員会ではなく、任意の組織。育成団体という実際に市民遺産を提案する団体を組織されて、その育成団体が出す。それが認められれば認定される。育成団体がまず、構成員。商工会などの民間の方々も入られている。事務局は市と古都大宰府保存会も入っている。行政も会議の一委員。外部有識者も入っている。任意の会議で、D 委員が議長をされている。おもしろいのは、市民がこれを守りたいと出したときに、それをただ、いいね、ではなく、守るためにはどんなことができるかを議論する。民間だったらどんなことができる、行政だったらこんなことができる、例えば市民遺産のエリアで河川改修をする場合、市民遺産だからそこは自然護岸にするといったことを検討しましょうということ。みんなで知恵を持ちよっており、これは日本でも一番進んだボトムアップの方法だと思っている。ただ、これが地域計画の措置と呼べるかは要検討。

B 委員) ボトムアップで市民や地域社会が参加しないと保全できないということは日ごろ太宰府にいとひしひしと感じる。先ほど、国の税金では難しいという話がありましたが、地域計画は行政が策定する計画で、施策を位置づけていくと思うが、それをだれがどのように実行していくのか、実効性を担保するものは何かあるのか？

市) メリットが何かということにつながると思う。法改正の中身には重要文化財の現状変更の許可や取り消し命令に関することはあるが、これらはメリットに感じられない。ただ、この計画を作ることで、行政の様々な計画、例えば歴史的風致維持向上計画では、さいふ周辺の古い建物の修理ですとか、いろんな修景など、景観計画ではさいふにふさわしい景観にはどうしたらよいかなどを検討しているが、おしなべて言えば、これらは市民みんなが文化遺産を

守って進めていきたいという取組のひとつのツールとして行政計画を進めている。観光基本計画を同じと思う。いろんな計画が地域計画の中でどのような役割を持っているのか、逆に地域計画はそれぞれの行政計画がどういった社会的位置にあるのかということをもう一度行政内部で確認するというのがひとつ。

1月の広報にも書かれているが、今まで「残してきた史跡」を「活用を生み出す史跡」としていこうと市長は考えている。活用を生み出す史跡にするために、どんな活用があるのか。具体的に言えば、管理のための伐採について、これまでは補助金の適課法というのがあって、捨ててきたが、そうじゃなくてこれを資源化しようということをお認めもらう方向で調整できた。あとは政庁跡の梅は放置しておくとして史跡の環境が荒れてしまうので、事前に採取して、商品化できないかということもお認めいただく方向で調整できた。こうした価値を生み出す史跡に転換しようとしたときに、じゃあ、政庁跡にみかんを植えていいのか。こうしたことを地域計画のなかに太宰府市の歴史文化という項目があるが、太宰府市の歴史文化にとって何が伝統だったり、歴史的かということを書き込んでいく。そうすれば太宰府市は梅を植えることは菅原道真の飛び梅もそうだが、そうしたことを位置づけたうえで活用を生み出していく。

市) もうひとつ、改正文化財保護法のキーワード社会総がかりで文化財を未来に伝えていく方策を考えなさいということだが、先ほど会長のお話にあった市民遺産のボトムアップ、市民遺産は資料5の27ページに現段階での認定されている市民遺産を書いているが、このなかに史跡地内で活動している団体が6団体くらいありますが、そうした団体は史跡地内の環境を保全しながら活動している。こうしたところは今まで行政が管理していたが、少しずつだが、市民の力をお借りしながら、史跡の管理を進めていくという意味もある。この3つが確保できるということが地域計画のメリットと思っている。

市) また、国土交通省は顕著だが、国の補助金が歴史的風致維持向上計画を策定した自治体にか出さないなどが顕著に書かれている。今後は国の補助金の多くが地域計画を策定していることが前提条件となってくることが想定されるころ。

会長) いろいろな措置を考えても裏付けとなる予算がなければしょうがないという質問だと思う。法改正があっても文化庁が何百億円と予算を獲得しているわけではない。ただ、この数年は文化財の活用に関する多言語化しますとか、看板つくりますとか、パンフレットつくりますとか、保存や修理そのものにはお金はつかないが、価値を広めるためには国はかなり予算を獲得している。これは文化庁もそうだし、観光庁もそう。そういう新しいメニューをつくることに関しては国の新しい補助金が得られる。歴史的風致維持向上計画というのは、歴史まちづくり法に基づく計画といっているが、この計画をつくれれば、国土交通省が数百億円用意しているものからいろんなことに使える。ただ、本来の指定文化財の保存は文化財行政がやるので、それには使えないが、その少し外側にある修理には使えるメニューになる。そのためにはマスタープランが必要であり、今までは歴史的風致維持向上計画がそれだったが、地域計画はその上位計画で時限を定めないものという意味でもある。この計画を作成しておかなければ、できないことがいっぱい出てくるということはあるかと思う。自然護岸など、ほっておいても別の行政のプランで進むことについても、文化財のほうに引き付けて、いいも

のにしていくこともできる。ダイレクトに予算はつかない。

B 委員) 歴史文化のマスタープランをつくるということと、アクションプログラムをつくるという話のなかで、マスタープランでは、市の他のセクションの事業を歴史文化のまちづくりに親和性が高いように引き寄せて、参照していただいて公共事業をするときは、歴史文化に配慮したものになるよう指針を示すのがマスタープランの部分で、すでにやっている市民遺産のような取組や市民活動が太宰府はすごく活発だと思うので、すでにあがっている課題への対応が案としてアクションプログラムにあがり、それに不足などがあれば、こんなものもいれてほしいという意見を出せばよいのですか？

B 委員) 新しいチャレンジをしたいと思った場合、策定のスケジュールがタイトであり、新しいものが盛り込めないのではないかという危惧がある。計画が動き出した後に新しく市民活動をしている方が手を挙げたものをすくいあげるような余地があるのかも関心がある。今後の議論の中で判断いただければありがたい。

会長) 歴史文化基本構想の段階では100いくつかの自治体を作っているが、それをみると、計画を最初につくってしまったそれを粛々と進めるタイプもあるが、そうじゃないほうの典型が太宰府市である。要するに、枠組みだけをつくって、どんどん市民遺産を増やしていく。これがひとつの自治体の流れのモデルになっている。一方で、委員会で有識者の先生が集まって、うちの自治体の特徴はこれ、これ、これだから、これがわれわれの計画だといって、それを粛々とこなしていくという2通りある。太宰府市は発展していく計画、遺産が増えていく計画のスタンスをとっていると私は理解している。

A 委員) 市民遺産の活用や保存をしようとしているが、その先にあるものは何か？活用は町おこしなのか？市民の文化や芸術への意識を高めることなのか？保存や活用をするその先の最終目的を教えてください。

市) 全体像は今後、議論していく。資料4-2に私たちが考えている案を示しているが、社会が総がかりで文化財を支えていこうというのは、今まで行政が中心になっていたものを市民の方々が喜んで文化財に関われるようにするという、いきがいそれが広がっていくということを考えているが、こうした形がよいかはこれから議論していきたい。

会長) 他の自治体の計画では少子高齢化に対する定住を進めていきたいとか、住んでいる人がプライドを持って、自分たちの歴史文化を知って、愛着を感じて住み続ける、人を招き入れるということに資すること。簡単に言えば人口回復、人口減少を食い止めるとかいうことはどこもある。場所によって事情は違い、太宰府市では人口が微増しているようなので、全国の地方においてはまれにみるところ。もうひとつは、観光を通じた経済効果などがある。参考にはなるかと思う。

副会長) 子供たちが好むこのまざるを問わず外に出ていく状態がある。私は16年海外で生活をしてきたが、海外で大事なのはどういう話題をつくるかということ。おもしろくない人とは食事をしたくない。向こうの国のことは向こうの人に聞けばよいが、日本のこと、自分の生まれ育った地域のことを自慢できるかが大切である。その時に太宰府はこんなに素晴らしいところなんだと自信をもってしゃべれる子供たちを育てることが国際化にとって大切だと思う。これが大事な目的だと思う。

会長) 国際化はただ、インバウンドを迎え入れるのではなく、市民が国際化していくことが本当の意味での都市の発展。そういう意味では子供たちの話は大変重要な話だと思う。

## 議事2) 地域計画の骨子と、協議会の進め方

市) 今、踏み込んだ話になってきましたが、ここは形式的な話になります。地域計画の骨子、構成内容について説明いたします。文化財保存活用地域計画に書き込まなければならない内容は、実は、文化財保護法や、文化庁が出しております指針に、既に記されておりまして、ここから逸脱することはできない状況ですので、ここでは、このような内容の項目が書き込まれていくという確認をさせていただければと思っております。資料2をご覧ください。

序章は、計画策定の背景と目的をはじめとし、計画の役割、期間、対象とするもの、対象区域などを記します。ここは計画の前提となる内容を書く部分で、この地域計画と本市の上位計画、関連計画との関係や、策定にかかわる体制や経緯を記す予定です。そして、計画の全体像を示し、そして実践計画を記します。章の立て方は今後変わる可能性もありますが、第1章がいわばマスタープラン（基本計画）となる「全体構想」、第2章がアクションプラン（実施計画）となる「個別計画」と考えています。この「全体構想」は、10年前の平成22年度に策定した「太宰府市歴史文化基本構想」をベースとして必要な修正を行ったものを記し、これを計画のベースにしたいと考えています。今後、この地域計画が歴史文化基本構想を引き継ぐものとなります。これにアクションプランとしての個別計画を足して、地域計画の体裁をとることになります。このことを記すにあたっては、保護法や指針で規定されている形に整理する必要があります。おおまかには、「当該市町村の概要」、「歴史文化の特徴」を書き、また文化財の保存・活用に関する「課題」を述べ、課題解決のための「方針」と「措置」を盛り込むこと、これらが求められています。このため、全体構想の第1節に「太宰府市の概要」を記し、太宰府市の現況を整理します。第2節の「文化財に関わる主な取組」に、歴史文化基本構想のもと行ってきたこれまでの取組み等を整理します。そして第3節「歴史文化の特徴」は、本市固有の歴史や文化、地域的な特色を記載します。文化庁はここをしっかりと見る、と言っているように、地域計画の核となる部分です。あとに続く「課題」「方針」「措置」にバトンをわたす重要な部分であり、これについては、議事5でご審議いただきます。本日の協議会では、この第3節までをご審議いただきたいと考えていますが、第2回協議会で「課題」「方針」を整理し、第3回に具体的な「措置」や「推進体制」についてご審議いただく計画です。なお、「措置」に関しては、文化財以外の本市の事業計画でも関連するものがあります。なお、別添として、事業計画を集めた資料がお手元にあると思いますが、これについては、次回以降の議論の参考としていただければ、と思います。

つづきまして、協議会の今後の進め方について、説明させていただきます。資料3をご覧ください。先ほど説明した3回に、2回を加えて、都合5回を開催することにしております。ここで修正があります。次回の開催は2月ではなく3月に修正をお願いいたします。今回は、ことここに至った経緯や、用語定義などの前提について説明しますので、ご検討いただきます。そして歴史文化の特徴をご審議いただきます。次回から、地域計画として立ち上げる具体的な内容・アクションプランについてご審議いただきます。事務局として悩みを抱えつつ

ありますので、方向性などについてお示しし、ご意見を伺っていきたいと考えております。最終的に文化庁への提出時期を、来年の9月頃を目標としており、それにむけて来年度3回ほど本協議会を開催することといたしております。

計画策定が終了というわけではなく、実践計画も付帯しておりますので、実践内容や計画変更などを策定後も、実態に合わせて行っていく必要があるかと思っております。本策定協議会をそのまま移行するかどうかは、計画内容が見えてきた段階で決めていきたいと思っておりますが、こうした協議会の場を引き続き設け、その際の事務局の悩みをお聞きいただき、ご意見、ご指導を賜りたいと考えているところです。以上です。

会長) ただ今の説明について、何かわからなかったこと等があればお願いします。

会長) 資料2の第4節と第5節は、本当は順番を入れ替えたほうがよいのではと思う。文化庁の指針がこうなっているのかもしれないが、太宰府市は100年後と今回大きくだされていると思う。第5節は目指す方向というよりは、実現したい将来像だと思う。100年かけて目指していく姿が明らかになって初めて、課題を書いていける。将来像に向かうために越えなければならないハードルが見えてくる。5節をしっかりと議論したうえで、課題を書いていくことがよい。世の中の的にはいろんな問題が解決されるべきという暗黙の了解のようなものがあるように感じるが、それでは本来はよくない。目指す方向によっては課題の解決の仕方が異なってくる。会議で言うておかないと、今後の検討もできなくなるので、一委員として言わせてもらった。特に100年後とうたうのであれば、ぜひ5節の議論を丁寧に進めてほしい。そうすれば必ずとユニークな課題があぶりだされると思う。

B 委員) 資料2の第3節が非常に大切に、文化庁も重視しており、ここが核になるということだが、どういう意味か? 太宰府市の歴史文化の特徴を正しく把握しないと課題も目標も設定できないという意味では、そうだろうと思う。ただ、文化庁が重視するというのは、この書き方次第では、計画が認められないということがあるのか? どういうことなのか補足いただければと思う。

市) おそらく、しっかり見るところで、目指す方向ともあわせたところ。ここが核となって、課題、方針、措置が出てくるという意味で、キーになる。ここに書く内容について、文化庁がいろいろ意見をいうというよりも、いろいろと考え方としては出してほしいと。ここがしっかり整合していないと次のところにつながらないということだと私たちは理解している。少なくとも太宰府市の歴史文化は外にもPRしていく大事な内容なので、各省庁の理解も得ていかなければならないということだと思っている。

B 委員) 素案がでてくるところが出てくるところが、どうしても文化財行政の延長線上に捉えてしまうので、まちづくり的な視点で、太宰府市が法改正まで先導して革新的なものに変わってきているという、すごくここに画期的な内容を盛り込めるのかと思った。新しいものを盛り込んで画期的なものになればよいと思っている。そういう視点で新たに特徴を見直すことができると素晴らしいと感じている。

C 委員) 会長の話にあった骨子案の第5節の目指す方向をしっかりと議論しようという話は、私もそうだと思う。課題は、どういう目標を目指すかによって変わってくると思う。そういう意味では目指す方向というか、目的はしっかり、広く、いろんな角度から検討したいと思う。

例えば、100年までいかなくても、直近の身近なスパンで考えても、今まで日本の流れでは、インバウンドを言ってきた。しかしコロナでだいぶ変わってきた。例えば観光資源をどう活用するかなどの経済的側面からみた場合でも変わってくる。もちろんインバウンドも必要だが、観光に使うにしても違う角度もあると思う。ほかにもいろいろある。市民に愛着を持ってもらうことにどれだけ重きを置くか。子供達にどれくらい町に愛着を持ってもらうか、学校でやっている主権者教育、総合的な学習にどの程度の重きを置くか。このような経済的、教育的、または文化財自体の保全の価値など様々な角度から目標を議論していく必要があると思う。そういう意味で5章の議論を厚くしたいというのに賛成する。

C委員) 今日はどこまで議論するか？

市) 第3節まで。

C委員) できれば、ここは核になる大事なところということで、私は歴史的な専門家ではないため、少し勉強したい。あちこち見て回りたい。できれば今日は今後どういうことを見ていかなどの頭出し程度にしてもらいたい。次回から本格的にしてほしい。その間に観光もかねて見させていただきたいので、少し時間をいただきたい。

会長) ありがたい言葉。そうでないといけない。どんどん片付けていくことではない。我々も議論して初めて見るとわかることがある。現場との行き来を惜しまずにやっていただけるとのことでありありがたいと思う。

会長) 第3節の歴史文化の特徴については文化庁が大事だという割に何なのかをはっきりいってくれない。ただ、担当している文化庁の岡本さんが出している『日本建築の歴史』という本で歴史文化の特徴に何を書くか、わかりやすく書いている。ここに書いている歴史文化の特徴とはなにかというと、関連文化財群、太宰府市でいえば市民遺産、これにはそれぞれストーリーがあって、構成資産があって、そしてそれを守って携わる人たちがいる。この3点セットで登録されるものだが、それをこの計画の中では関連文化財群と呼んでいる。要するにあるストーリーで関係しあう文化財群をひとまとまりとしてパッケージ化してみんなに認知してもらえるように売り出していく。この関連文化財群がでてくるもととなる特徴を書いてくださいと書いてある。歴史文化の特徴があるから、こういう市民遺産が生まれた。太宰府に即していえば、例えば、太宰府には遠の朝廷と呼ばれた古代からの歴史があって、そこで万葉集が詠まれたというところから、「万葉集つくし歌壇」という市民遺産が生まれた。いろんな歌碑があって活動がある。そうすると歴史文化の特徴のところにもそうした太宰府の歴史が書かれていると、なるほど、だから市民遺産がでてきたんだとわかる。太宰府市には、宝満山という自然の山があって、古来人々は信仰も含めて登山をしてきた。だから「宝満山のヒキガエル」という市民遺産が生まれたということの説明がつく。太宰府にある市民遺産が生まれる「もと」となるコンテクストを書き込んでおく。それはある時代の歴史かもしれないし、時代を通して説明できる特徴もあるかもしれない。それを書いておくと、市民遺産、関連文化財群があとからぽつとでてきたのではなくて、「なるほどこういう土壌があるからこういう市民遺産があるんだ」というもとになることをしっかり書けということを行っているようだ。ところが、他の自治体の計画では、関連文化財群そのものを書いて、これが特徴です、と書いているところがある。それでは発展性がない。数日前に読んだ本で事務局ともま

だ共有できていないのだが、ホットな話題ということで情報共有させていただいた。事務局としても違和感はないか？

市) 違和感はない。歴史文化の特徴という、ここであった歴史事象そのもののことを言っているようなものが他の行政の計画書にはあるということは認知している。本市としては、もっと基礎的な太宰府の本当の歴史文化ではないかというところを書きたいと考えている。

## (2) 審議事項

### 議事3) 歴史文化の捉え方

市) 資料4を説明する前に、「太宰府市歴史文化基本構想」について少し説明いたします。お手元に、「太宰府市文化財保存活用計画」の概要パンフレット、「太宰府市市民遺産活用推進計画」の抜粋コピーを配布しています。本市では、平成16年度に、太宰府市歴史文化基本構想の一端として、「太宰府市文化財保存活用計画」を策定しました。この中で、新しいまちづくりの手法として、「太宰府市民遺産」を提唱しました。これはパンフレットに書いているように、「太宰府の歴史文化を語る、固有のストーリー」に注目し、「文化財」「文化遺産」を、ストーリーを構成するものと捉えることで、市民活動の目的を「ストーリーの維持」とする、画期的なものでした。これを継続することで、まちづくりに展開していく、としています。ストーリーで文化遺産・文化財をつなぎ、これに伴う市民活動を支援するという考え方は、その後、国交省所管の「歴史まちづくり法」に採用され、文化庁が平成19年度に提唱した「歴史文化基本構想」に、また今回の「文化財保護法改正」「地域計画」に採用された、国の施策に先行する、画期的な計画であり、法改正の趣旨である「社会総がかりで文化財の保存活用を図る」に合致するものです。

ここで示した3つのカテゴリー、すなわち、指定された「文化財」、未指定・未分類を含む「文化遺産」、そして市民会議で認定する「市民遺産」のカテゴリーやそれぞれの取り組みを、これからも継続することを前提に、資料5の23p「本市の考え方」を記しております。ここにおいて、こうした本市独自の用語規定が、文化財保護法の用語や、世界遺産・日本遺産の用語と、意味や範囲の違いがあることが、今回整理するなかで、問題となりました。さらには、10年前に策定した歴史文化基本構想や、景観市民遺産条例などに用語規定をしているのですが、そこに書かれた用語の内容と、現在活動されている市民や行政担当が使っている用語の使い方が、微妙に食い違っているということも、今回わかってきました。このため、認識を共有いただくため、用語を整理したのが、資料4です。

資料4をご覧ください。左が「過去」、右が「未来」と、左右が時間軸となっています。左端の、モノコトは、有形・無形のものことです。従来の文化財保護法は、「文化財」とは、「指定・登録されたモノコト」のみを指していました。それ以外は「未指定文化財」という用語もありますが、本市では10年前の「景観市民遺産条例」で、独自の用語規定を行っています。「指定登録されたモノコト」はそのまま、「文化財」とし、未指定の「モノコト」は「文化遺産」と呼ぶことにしました。そして「複数の文化財・文化遺産をつなぐストーリー」、これはそれぞれ個人や家族の「物語」とそれにまつわる「物品」などが想定されますが、「物語」と「モノコト」をまとめて「市民遺産」と呼んでいます。さらに、そうした市民遺産が、地

域や市民にとって大事だとして市民遺産会議に諮って「太宰府市民遺産」として認定・登録される、これは、認定された「市民遺産」と呼んでいました。市民遺産は、認定されていないものが主体だったのですが、これが10年経ち「市民遺産」の用語は、①「実質、認定された市民遺産のみが定着」しているようです。また、「文化遺産」も、単なるモノコトではなく、ストーリーをもったもの、と捉えられているのが、現状のようです。どうも「遺産」という言葉には、③ストーリーで結ばれたモノコトの意味を含んでいるようで、世界遺産などではモノコトを「資産」と呼んでいます。一方で、今回の保護法改正に伴い、文化庁的には、未指定以外の文化財も「文化財」と呼ぶと言っており、④「文化財」の使われ方が広がっている、という状況もあります。このため、本市として今後どうするか、というのが、大きな課題となっております。表の右端になりますが、案①「今まで通り太宰府市独自の定義」とするか、案②「全国的な用語に合わせる」か、としておりますし、案①の途中にあるように、ストーリーで結ばれたモノコトを、文化遺産と呼ぶか、市民遺産と呼ぶか、という点で、悩んでおりました。

資料4-2をご覧ください。これは、これから考えていくことで、確定した内容ではありませんが、見通しとして提示しました。用語については、独自の定義である案①を前に進めていきたいと考えています。そして、上段にあるように、「文化遺産」や「文化財」と思っていたモノコトにも、ストーリーや育成活動があった、という実態に合わせた形で用語を捉えてはどうかと思っています。そして、「数限りないモノコトを保存活用していきたい」とし、市民とともに「ストーリーで結ばれたモノコト」に光をあて、育成していくことが必要と考えています。なお、これまでのように、文化遺産については毀損・滅失についても受け入れる（ただし記録保存などで対応する）という方針は継続します。今回の計画には、それを全体構想の中で踏まえた上で、これまでの歴史文化基本構想のアップグレード型として地域計画を捉え、実施計画として、「広げる」「伝える」「支える」ということを打ち出してはどうかと考えているところです。

以上、用語をもとに、歴史文化の捉え方について説明いたしました。こうした考え方でよいか、ご審議をお願いいたします。

会長) 資料4-2の上の図の説明をしてほしい。

市) 上段の図は、左端が現在の状況です。文化財はいわゆる行政が保護してきたものです。市民遺産は市民が守り育ててきたもの。もともと行政がやるというわけではなく、市民が守ってきたのですが、ある時期になると、文化財として、指定し、文化財だけが浮き出たような状況がよそではあると思う。太宰府市の場合は市民遺産があり、市民が認定している。この市民遺産が将来的にだんだん大きくなっていけばよいというのが本市の考え方。最終的に、100年後には、用語をどうするかはまだ決まっていないが、市民の遺産という言い方をしているが、行政も市民もない、みんなの遺産として歴史文化を支えていきたいというもので、現時点で事務局が考えている案であります。

会長) 説明をお願いしたのは、ここにある意味、重要であり、太宰府市の地域計画が打ち出すユニークな部分だと思ったから。

会長) 保護法の中では未指定のものも含めて文化財としている。私たちは文化財といったときに、

当然、指定文化財のことと思う。文化財の建物には釘一本打てないなどというように。だけど、文化財保護法では、指定前、つまり指定していないものも枠組みを規定していて、未指定のものも文化財だとしている。実は、国の会議で間違えたら、歪曲した使い方をしないでくださいと怒られたことがある。文化財は未指定のものもすべて文化財だと。一般的認識としては、文化財は指定されたものが文化財という認識にたてば、今、説明されたような整理ができる。太宰府市では文化財と呼んだ時、過去においては、指定文化財のことを暗に指していたという説明だと思う。

D 委員) 言葉の定義がわかりづらいというのは、これまでも散々やってきたこと。今回の案では、文化遺産という言い方をやめて、すべて文化財と市民遺産に仕分けるということ。市民遺産のなかに、さらに認定された市民遺産というものを作るということ。景観・市民遺産会議も文化遺産調査ボランティアもそうだが、認定されているものが市民遺産だと思っている。そうでないものは言葉を変えてもらわないとよくわからないと思う。景観・市民遺産会議も文化遺産調査ボランティアも認定されている市民遺産と文化遺産は別物だという感覚をずっと持っている。今後、文化遺産という言葉がなくし、市民遺産とし、さらに市民遺産と認定された市民遺産にわけるというのは、ますますわかりにくくなる。私たちは文化財というと、指定されたものと思うが、一般の人は古いものは何でも文化財だと言っている。むしろ文化庁が文化財として考えているような広い範囲を文化財ととらえているように思う。今回の案でいくなれば、もっと市民にわかりやすい形で整理していかないといけないと思う。将来的にはすべてが認定などの差のない市民遺産というように市民が支えるものだという概念に行きつきたいということはわかるが、今段階としてはわかりづらい。例えば、認定された市民遺産が増えてきて、これが緩和された段階では、案のようにひとつになるということがあるのかもしれないが。今段階では、みなさんで議論して、より市民に分かりやすいワードを使ってほしいと思います。

会長) 確認だが、現在の事務局案は資料4-2でよいか。つまり、未指定もすべて含めて文化遺産と呼ぶ。そして指定されたものを文化財と呼ぶ。ここは先ほど言ったように難しいかもしれない。

市) 確認ですが、文化遺産という言葉は残すつもり。残さないとされたのはどういうことか？

D 委員) 右の図に文化遺産がないですし、左の図でも文化遺産に「実はストーリーや育成活動があった」ということで文化遺産と市民遺産はすべてグレーでまとめられていて、これが矢印で続いて右端の図になっているため。ということは、文化遺産はなくなるのかと受け取った。

市) 文化遺産自体が実はモノ、コトといいつつ、ストーリーを含んだ使い方をされているのではないかという認識がありました。今の段階ではストーリーがあるものは市民遺産となっているので、そのままスライドさせています。実はそれは市民遺産ではなくて、文化遺産という使い方をしているのではないかとすると、100年度の図は文化財、文化遺産、市民遺産になるのかと思っています。用語の規定が難しく、混乱しているところなので、ご意見いただけるとありがたい。

D 委員) こちらは期待感大で、事務局としては、すべてにストーリーがあると思ってもらえるのはよいが、実際に活動している人は文化遺産を単体で捉えています。ここがわかりにくくし

ていると思う。一つのお地蔵様があったとする。そのお地蔵さまが例えば観世音寺のお地蔵様として、今は一体しかない。そこがわかりにくいと思います。

市) 文化遺産は本当にもの、ことだということを D 委員がおっしゃられたと思いますが、聞いているなかでは、文化遺産にはストーリーが含まれるとして使われているのではないかということが行政の中であった。言葉の認識が様々あって、混乱しているところ。

会長) ここで解決する問題ではない。この混乱の根源は世界遺産にあるように思う。世界遺産は当初、モニュメントと違って単体だった。ところが、最近はシリアルと違ってシリーズになっている。10 いくつの構成資産を 1 つの世界遺産と呼ぶようになってきている。そのため、文化遺産も複数の要素が含まれたものが 1 つの文化遺産であるというような使われ方に最近は思われるようになってきた。昔はエッフェル塔などの単体が世界遺産と思っていたが、最近はストーリーなどにも広がったと思えばよい。そういう意味では、太宰府市では文化遺産を 1 こ 1 このピースとして、1 こ 1 こを構成している文化遺産と定義されている。これは正しい、正しくないということではなくて、定義している。市民のなかでも使ってきた。それで、文化遺産をストーリーでつなぐと市民遺産になる。それは、世界遺産の話からすると、一緒じゃないの？ということになる。要は今回、この計画を作るにあたっては、決めないといけない。正しいのはない。世の中でも、この 20 年ほどで使われ方が変わってきている。ただ、決めないといけないということ。決める言葉として、あまりに違和感があるとみんなが困る。考え方としてはこれまで通りで行きたいということでしょうか？ 2007 年の計画で定義した内容通りでいきたい、世の中での使われ方が変わってきているが、今まで通りでいいでしょうかと言われていたような気がするが、それでよいのか？

市) 未来の市民に伝えていきたいもの、この 1 点だけが文化遺産だと認識して、歴史文化基本構想を書いてきた。今回の地域計画の中でも、文化遺産、文化財、市民遺産をしっかりと書き分けている。文化遺産は、市民が未来の市民に伝えていきたいと思ったもの。評価軸はなにもない。自分一人が大事だと思えばそれでよい。行政が税金を投じてでも未来の市民に伝えていかなければならないと思ったものが文化財。そのなかで、市民がいろんなストーリーで結び合わせた文化遺産、文化遺産群、これには文化財も含まれるが、これに活動をプラスして、景観・市民遺産会議により認定されたものが市民遺産という認識をしてきた。これを、ここにおられる方や、市民の文化遺産調査ボランティアの方などとは共有してきたが、翻って、市民全体を見たときには、市民は文化遺産ではなく、文化財と呼んでいる。理解している人と、多くの市民の認識のズレをどう解決するかが根本的な悩みでした。ただ、このままでは進まないで、今まで通り歴史文化基本構想で扱ってきた文化遺産、文化財、市民遺産を現状としては踏襲したい。資料 4-2 の右の図は理想像で、こういう流れにもっていきいたいと思いつつ、現時点では、一番左の図となる。文化遺産は単体ということだが、例えばお地蔵様があれば、それをお祀りしている人がいて、その人の思いが入ったり、日々の活動があったり、これがまさにストーリー・物語である。物語がちゃんと文化遺産にもついているのではないかということ考えたときに、平成 20 年の段階では、文化遺産を本当にものとししか捉えていなかったが、今、紐解いていくと、文化遺産にも守ってきた人の活動や、思い、ストーリーがあるのではないかと認識し始め、これらは認定されている、されていないを別

にして「市民の遺産」という言葉にしてもよいのではないかと思いつけている。事務局でもまだまとまっていない。ただ、2つあって、ひとつは多くの市民が文化遺産、文化財、市民遺産という言葉を理解してくださるかというのが不安であるということ、もうひとつは、文化遺産と思っていたものにもストーリーがあって、認定されていない市民遺産と考えたほうがよいのではないかということ悩んでいる。一足飛びに右の図にするということではない。

D 委員) それはわかった。理想像を目指していくための基本計画になるわけだと思う。この計画をつくって、それを市民に周知していくし、今、調査ボランティアをしている方にもこういう方向で行きたいから、例えば今、単体で考えているものにも、それにまつわるようなストーリーも一緒に調査してくださいというようなことになるわけですね。わかりました。

E 委員) あそこにあるものは、文化財と呼ばれているが、実は、「指定された文化財」「登録された文化財」であって、本来は地面にあるものも全部、文化財ということではよいですか？

会長) 価値があるものということになる。森羅万象すべてということではもちろんない。一定の価値づけがなされたものが文化財。それが指定されているか、いないかは関係ない。

E 委員) 長きにわたり、守り続けてきたものを文化財とっていて、たまたま指定されたり、登録されたりしたものを文化財と呼ぶこともあるけれども、本来は床全部が文化財ですよ、と。ここはありますか？

市) 文化庁という文化財の考え方はそうだろうと思います。

E 委員) 太宰府市は文化財の中の指定されていないものにもきつと価値があるんだということで、別の価値観として、市民遺産をつくりだした。ありますか？要するに国や県が指定するもの以外にも、たくさんこの地には大事なものがあるのだから、それを市民の方に見つけてもらったり、市民の方に守り育ててもらったりするためのものとして、市民遺産を考えたのかと思いました。

市) 行政というより、市民みんなで未来に伝えていこうというのが市民遺産。

E 委員) 文化財と市民遺産は僕にとっては同じものです。ストーリーがあるから文化財になっているし、ストーリーがあるから市民遺産になっている。そのふたつを今回は分けているのですよね？

市) 現段階では、市民遺産は市民みんなでまもっていくというのがあるが、その中に史跡地内での時の記念日をされるとか、万葉会が史跡地内を巡りながら活動しているが、市民遺産のなかに文化財を舞台にしている活動もあるので、同じものになってほしいなという思いはある。だから、図では市民遺産の中に文化財が入っていくようになっている。

E 委員) この図では、指定されたものが文化財で、指定されていないけれども市民遺産会議で認定されたものがあって、ただ、実際は認定されていないけれども市民遺産もたくさんあるというご説明であっていますか？

会長) 今の話はそれでよいと思います。もともと文化財は保護法の定義では、指定されようがされまいが文化財とみなせるものはすべてが文化財。一般的には50年以上は経ったものといわれます。これが一番わかりやすい物差し。50年経てば全部文化財というわけではないが、ある人がこれは文化財じゃないかと思ったときに、あまりにも新しいものは入れられないというのが文化財保護法の運用の仕方です。大切と思うもので、50年以上経っているもので

あれば、まず文化財である。指定するかどうかは学者とか、客観的、科学的なことを調べたうえで、これは税金をかけてでも守るべきとなれば、それが指定文化財となり、選定もあるので、指定等文化財になる。これは明快な話である。それは置いておいて、文化財がたくさんある。この文化財のひとつひとつは放っておいたら、目立たないもので、気づかれないことも多いので、場合によっては、知らない間になくなってしまう。5年で1割なくなっている。それではまずい。そういったものをなるべく使いこなせば、少なくとも放置しているよりはなくなる。それが歴史文化基本構想の考え方。そのときにひとつひとつが何万個もあっても大変だから、それをストーリーで結び付けて、何十個、何百個が結びついたらこの町のこういう歴史を物語ります、こういう文化を語ります、それを関連文化財群と呼ぼうと、ここまでが文化庁が歴史文化基本構想で示したフレームである。でも、それに先立って、太宰府には市民遺産という考え方があって、市民遺産は、まさに関連文化財群のことを市民遺産と呼んでいたということになる。太宰府市の市民遺産は10いくつも認定されており、パンフレットもできて、ホームページにも載っている。だけど、そうでない市民遺産ももっとたくさんあるはず。わかりやすい例は、太宰府市文化財保存活用計画のパンフレット。これには市民遺産の試行版が記載されているが、ここから市民遺産に認定されたものはひとつもない。これは私や当時、従前のプランを作るときに、何かイメージがないとわからないから、我々が提案してみたものです。だから、市民遺産といえるのですが、ひとつも認定されていません。試行版には国宝や重要文化財がいっぱい入っている。しかし、実際に認定されている市民遺産には指定等文化財がほとんど含まれていない。ただ、筑紫万葉歌壇という市民活動が史跡の中で行われているというものはある。その史跡なくして成り立たないものであることは間違いない。だから関連はしています。ですから、先ほどのE委員のご質問に答えないといけないと思ったのは、必ずしも指定されていないものを選ぶのが市民遺産ではなくて、そんなこだわりもなにもないのが市民遺産なのです。

E 委員) 自分の解釈を確認したいので確認ですが、ここ(太宰府市文化財保存活用計画のパンフレット)に書いてある文章のひとつひとつが物語、ストーリーである。

会長) そうです。

E 委員) このストーリーの中に出てくるものやことひとつひとつが市民遺産です。

会長) いえ、それは市民遺産を構成している要素です。市民遺産はセットです。

E 委員) 物語自体が市民遺産なのですか? ストーリーを市民遺産と呼んでいるのですか?

市) ストーリーとその証拠です。

E 委員) ストーリーとその証拠といったときに、その証拠は、将来の語り部が説明するときに、「ほーらみてごらん」というものが市民遺産?

市) セットになったものが市民遺産。

会長) 日本遺産はこれの完全なパクリです。日本遺産は太宰府市の市民遺産の制度の言葉をそのまま使っている制度。今、説明のよいタイミングなので言うておきます。

E 委員) もうひとつだけ、市民遺産は、認定された市民遺産と、認定されていない市民遺産があるということでしょうか?

D 委員) この(市民遺産パンフレット)の中の実際認定されているものを事例として説明されて

はいかがですか？

市) 例えば、認定第1号に「太宰府の木うそ」があります。端的にいうと、木で彫られたうそというものがひとつあるわけですが、市民遺産に認定された背景には、江戸時代の初めから天満宮の境内で1月7日の夜中にやっているご神事がずっと続けられてきたということが前提にあります。ですから、天満宮があり、天満宮の行事があり、文化財で言えば、民俗文化財の要素があり、こうした背景がないと木彫の木うそがない、そしてこれを作ってきた人たちの活動、羽の独特なカーブをつくる技術の伝承、今も保存会を25年前に作って、途絶えそうだった技術をつないできました。その人達は、自分たちが好きでやっているだけではなくて、この行事が途絶えないように、宝満山で木を育てています。次の世代を育てるために、学校に出て行って講習会をしています。そういった背景があるので、この木うそが大事だということをおの人に言いたいです、というのがパッケージなのです。そのパッケージをおの人がそんな背景があったの！って第1号に認定されているのです。市民遺産の認定の中身には、伝統工芸品としての木うそというものそのもの、信仰行事としてのうそ替えという行事、そういった文化財が証拠として入っている。証拠と会の人たちがアピールされた物語がセットになって、認定されました。これが、木うその市民遺産としての背景。

E 委員) 今、おっしゃったくらいにかみくだいて説明しないとわからない。この計画自体は市民の皆さんにわかっていただいて、市民の皆さんと一緒に育ててもらおう計画ですよ。規定の話は確かに大事なのだろうけど、この部分の categorie を仮にこの名前にしましょうという形で進めてもよいと思っている。厳密に規定するよりも、イメージが共有できるようにしたほうが進むのではないかと思う。

会長) おっしゃる通りで、定義は単なる記号のようなものです。ただ、その言葉を決めておかないと作業が前に進まないということ。いずれにしても事務局案はこれとして、今日ここで議決する必要はないと思いますので、他にご意見ありますか？

B 委員) 説明を聞いてだいぶわかってきたが、マトリクスにすると別物に思えた。今、聞いたところ、そうではなくて、市民遺産のほうが広い概念だと思った。国宝もまた市民遺産たり得るということに理解した。見せ方の問題かもしれない。

B 委員) また、計画のどこかに説明が必要なかもしれないが、国宝を市民遺産と主張することは、両立することだとは思いますが、市民以外にとっても遺産なのではなかと、へそまがりの見方もあるので、その調整や整理も必要ではないかと素朴な疑問として思いました。

会長) 最後の話は非常に重要で、特に気になる点です。国宝は国の宝なのだから、太宰府市民だけの宝ではないということ。なのに、これは市民遺産だと言って、市民のものみたいにしてしまってよいのかという指摘には確かに理論武装しておかないといけませんね。

D 委員) B 委員がおっしゃられたことが、試行版が市民遺産に認定されてこなかった市民の意識なのです。市民は試行版にいくら文化財に指定されているものが含まれますと説明しても、そうではないものを市民遺産にしてあげるんだ、と。けっこう無形のものが多い。自然のものとか。だけど、パッケージの中に例えば観世音寺の鐘が入っていてもよろしいということだが、なかなか自分たちがそれを構成資産として守っていこう、大事にしていこうという話には今までならなかったという現状がある。だから、文化財と文化遺産と市民遺産の言葉を

きちんと整理してわかりやすく伝えていかないと、思っているようには進まないのではないかと感じています。

会長) 大切なことが2つありました。今、D 委員がおっしゃったことを、今日どのタイミングで共有しようかと思っていました。指定等文化財として守られないものを我々は市民遺産として守っているという思いを強く持つておられる市民遺産会議の構成員の方もたくさんいます。それでこそ、我々のやることに意味があると。行政は行政でやれと。自分たちは自分だからこそできることをやるというプライドがあることは事実。これは素晴らしいことである。よそでは考えられないようなことです。一方、凶になるように、今、文化財と市民遺産はほとんど重なっていない。これが現状。今からは文化財が大きくなったり、近づいたりするのではなく、市民遺産が大きくなっていくなかで、文化財をだんだん取り込んでいってある時期にきたらあらゆる文化財が市民遺産になっていくということをこれからの地域計画では、書き込むことにしたいという提案を実はしていると思います。逆にいうと、今までの市民遺産を中心的にやってきた方の中で、我々はそうじゃないものを扱っているという方には申し訳ないことをしてしまう。その人達の意に反することだから。そのことをここで議論しなければならないのは、熟字たるものがある。本当は市民遺産会議という立派な会議があるのに、最初に議論すべきと思うが、今日は代表して、D 委員と G 委員が来ているので、お二人にも大いに意見を頂きたい。ただ、向かっていく方向として、このような向かい方は、私はここじゃないと議論できないことだと思います。ここはものすごく重要なところ。これまでの10年間の素晴らしい市民遺産会議の経緯があるので、それを大いに尊重すべきということと、それをさらに発展させたいということが、いかなるメリットがあるのか、いかなる意義があるのかということをお我々は議論していかないといけないと思っている。

会長) もうひとつ、言葉に関しては、ともかくちゃんと決めていかないといけない。文化財がどうも排他的に見えてしまう。これは考える必要があると思う。表から「文化財」を除けば、文化遺産、市民遺産、認定された市民遺産は包含的になるような気がする。最後に一委員として、この地域計画は文化財保護法のもとで作られるものであるため、保護法が規定している文化財の定義を逸脱するのはまずいと思う。文化財という言葉を使わないならよいが、文化財という言葉を使う以上、保護法の文化財の定義に従わないと文化庁は怒るでしょう。指定、登録等されたものを文化財と呼ぶのは×だと思う。指定等文化財と書けば問題ない。文化財＝指定されたものという定義は保護法に反することになる。

F 委員) 指定品にはそれぞれ種類がある。市町村、県、国と。重要文化財だけでなく、さらに国宝もある。国宝は、国の宝とおっしゃいましたが、国民の宝であります。だから、市民の宝であると同時に国民の宝ということであれば問題ない。県指定であれば県民の宝ということになる。つまりダブって錯綜してくる。

F 委員) 資料4の案②ではなく、案①になったということ。つまり、指定文化財、登録文化財という言葉が使えなくなるのか。例えば広く知ってもらうために、展覧会をした場合にそのキャプションにそういう太宰府市指定文化財というのか、どういう名称を用いたらよいのか、ただ単に文化財と言われても。今までの話で指定されたもの以外も入ってくるのならば、この場合の文化財は何になるのか。新たな誤解を招くようなことが生じるかもしれない。きちん

とした使い分けが必要。文化財の指定の審議会という会がなぜ、わざわざ存在するのか。指定された名称も太宰府市指定文化財というものをいかにして頂いたほうが会議としては存在意義がある。

会長) 文化財保護条例に基づく文化財保護審議会が所掌しておられる文化財の指定や管理に関することとの仕分けもあるなかで、これらも通じて問題のない使い方をしてほしいということだと思います。この議論はこれ以上やるよりも、再度、事務局で整理していただいて、次回、次の段階の提案をしていただけたらと思う。

#### 議事4) 計画策定の背景と目的

市) 資料5をご覧ください。最初に、資料5全体の説明をします。目次にあるように、地域計画の冒頭から、1章3節「太宰府市の歴史文化の特徴」までを、提示しています。この中には、7pの「計画期間」のように、全体が決まってから確定するものも入れています。14~20pの太宰府市の概要として、「自然的・地理的特性」や「社会的状況」など、現状や事実関係を書き連ねる項目があります。これらは、ここではとくに説明をしません、内容について何かお気づきの点がありましたら、ご指摘いただければと思います。

そして、これとは別に本計画の方向性を決めるポイントとなる項目が3つあります。それが、6p「計画策定の背景と目的」、21p「歴史的背景」、30p「太宰府市の歴史文化の特徴」です。これを、議題4、5でお諮りしたいと思います。なお、たいへん申し訳ないことですが、当方の作業の遅れもあり、事前に資料5の中身をご確認いただいておりますので、ここからはお時間をいただきまして、内容を読み進めつつ説明したいと思います。

6pの「計画策定の背景と目的」について、ご説明します。この内容については、先ほど説明があった中身も含めて書いております。一段落目については、太宰府市の歴史文化にまつわる現況についての記載です。本市は豊かな歴史と文化を有する町として、全国に知られているということから書きはじめ、8つの国史跡として指定される史跡群があることや、観世音寺や太宰府天満宮にはわが国を代表する文化財があって、長い時間の間に守られてきたということを書いていきます。次に10年前の歴史文化基本構想の策定についてです。様々な文化遺産があり、わが国を代表する文化財だけではなく、地域生活に密接に関わってきた身近な歴史文化の所産もあるという状況です。歴史文化は多くの人々の手によって時代を超え、形を変えつつも、その特徴や個性といった本質が伝えられるものです、ということを書いていきます。

文化財の概念の話が出ていましたが、広く柔軟な歴史文化の所産として市民生活の中に身近にあるもの・ことを文化遺産と呼んできました。これらを未来に繋いでいくためのマスタープランとして太宰府市歴史文化基本構想を策定して、文化遺産からはじまるまちづくりを推進してきたところです。

次の3段落にはこの歴史文化基本構想と連携してきた太宰府市の環境基本計画・景観計画・歴史的風致維持向上計画などがあったということを述べています。

次の段落は近年の国の状況を述べています。全国的な動向として、過疎化や少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、文化財の担い手の不足によって文化財の散逸滅失等への対応が課題となっている。課題解決に向けて、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた文

化財をまちづくりに生かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組む体制の必要性が高まっている。この動向に基づいて文化財保護法が改正されていることを述べています。保護法の改正は社会総がかりで文化財を保護するというこれまでの本市が独自に進めてきた文化遺産からはじめるまちづくりの考え方に沿うものであり、今後の取組をよりいっそう進展しやすくなることが期待されます。ここまですべてを背景として書いています。

その先が計画の目的です。本計画は太宰府市歴史文化基本構想を発展させるもので、これからの100年を見通し、太宰府市独自のまちづくりを進めるために関係する諸計画と連携しつつ保護法の改定により新たに動き出した制度を活用して保護法を立脚点として直接の運用を図っているための保護法183条のアクションプランとして作成するものです。と書きました。

第一節について審議をお願いします。

会長) いままで議論した内容ですね。改めて文書化したものを読んでご意見・ご質問等ありましたらどうぞ。時間も押していますので次に進めさせていただきます。

#### 資料5 歴史文化の特徴について

市) 資料5の30～32pが、「歴史文化の特徴」となります。この内容の前段となるのが、21・22pの「歴史的背景」です。この歴史と連携させて、歴史文化の特徴についてご説明いたします。

まずは、21pの歴史的背景についてです。段落ごとに内容をかいつまんで、説明いたします。1段落目から3段落目までは、「古代の大宰府」の成立が、東アジア情勢や、国内的な課題であった「律令制にもとづく古代国家建設」と深く関わりがあることを記しています。4段落目の「朝廷は、白村江敗戦後に亡命百済貴族らを派遣し・・・」の部分は、古代大宰府の整備について述べています。これは、現在市域に展開する、史跡や文化財に関わる概要を説明する役割も担っています。5段落目の「大宰府は「遠の朝廷(万葉集)」と呼ばれる・・・」は、史跡等だけではなく、大宰府が、政治・軍事、外交交易の拠点だったことを述べ、続いて、その責務を担った人びとには、歴史上の著名人が多いこと、またその功績や伝承にもとづく地域の文化があり、活動が本市域に展開していること、そしてそれは、全国に知られていることを、述べています。ここに国指定文化財や日本遺産認定についても、触れています。6段落目は、大宰府にとって、古代は核となる時代であることを述べ、それだけでなく、その後の歴史、地域文化につながっていったことを述べています。政治、文化都市が置かれ、また軍事・宗教に守られることになった古代は本市域の歴史文化の始まりとなる時代であり、本地域の歴史文化を語る上での核といえます。大宰府が置かれたことにより地域の役割・特色が形成され、また九州における地政学的な要となったことで、その後の中世・近世にも大きな影響を与えます。7段落目に中世の大宰府について解説、22pに遷りますが、8段落目に戦国期から江戸時代について、大宰府天満宮や黒田藩が果たした「文化興隆」の役割、そして9段落目に、幕末の五卿落ちに関わる歴史と、地域に残した文化遺産について述べています。そして10段落目に、「このように、大宰府市域には、古代の「大宰府」設置を契機とする積み重ねられた歴史ストーリーがあり、それを語る文化遺産が数多く残っている」

と述べ、ここで、「ストーリー」と「文化遺産」について言及します。その後、「その保存・保全は」として、現代における、文化財の保護・保存活用の取組みを述べています。ここには、100年前の史跡指定から、九州国立博物館の開館までを述べた上で、太宰府地域には、歴史文化にかかわる様々な活動があること、また市民のみなさんが、太宰府の歴史文化に誇りをもっていることを記し、結びます。そして、次のページから、歴史文化に関わる既存の枠組みやこれまでの取組みを述べ、「文化遺産」「文化財」「市民遺産」、そして文化庁の認定を得た「日本遺産」や、平成22年度に策定した国交省の「歴まち計画」について、カテゴリー別に述べております。

このように「歴史的背景」を記していますが、これはある意味、次の「地域の歴史文化の特徴」の文章のようにも見えます。ただ、太宰府に歴史文化が伝えられてきたことを、よく考えると、その原因はやはり「古代大宰府があったこと」と考えられますが、それだけでなく、そこに作用した「その歴史や地域特性を大事に思う人がいて、守り伝えてきた」という力があつたからこそ、守り伝えられてきたのだと思われまふ。このふたつのうち、とくに後者が、実は、太宰府市に根付く独特の文化と考えています。こうした活動を引き継いでいくことが、これからも文化財が保存され、伝えられていくという、地域計画の目標にもつながると思つています。

その上で最後の30pの「太宰府市の歴史文化の特徴」を記しています。読み進めさせていただきます。30pには特徴ということで最初にまとめのように書いてありますが、太宰府市域は古代最大の地方官司である大宰府が置かれて以降、時代を問わず多くの人々を惹きつけ日本を代表する歴史の舞台となった証としてとして数多くの文化遺産があります。そしていつの時代も、この地域に誇りを持ち、歴史を紐解き語る人々が息づいています。人を惹きつけ、今も歴史文化を語り継ぐ営みが続いていることが、太宰府市の歴史文化の特徴です、と書いております。

この中身として、次から書いています。太宰府地域の歴史文化は、「遠の朝廷」と呼ばれた「大宰府」によってはじまりました。これが置かれたことで本地域は九州における重要な拠点となり、人が往来し、文物が行き交いました。また、これが廃された後も地政学的な重要地としての価値は長い間変わらず、その後も人びとが集い歴史や文化が積層しました。本地域に今も多くの文化遺産がみられるのはこのためですが、それとともに、地域の大きな特徴が形づくられていきました。

現在、市民による地域活動が活発に行われています。と3段落目の最初に述べてありますが、このあと、史跡解説ボランティアをはじめとするボランティア活動を列記しています。こうした活動は、地域の歴史文化を良好に保全する大きな力となっているとして、「太宰府市民遺産」を認定する制度をつくったこと、これにより、「歴史・文化・自然・芸術などの市民遺産が誕生し、これを育成する活動が続いている」と述べています。

そして「こうした遺産を育む活動」は、この地域では、現在まで数百年にわたって歴史的にみられること、を記しています。これらをまとめたのが、最後の段落からです。

「このように、大宰府機能が失われたのちも、長い間に渡って人と遺跡が共存してきました。文化遺産が失われず今まで残り続け、「歴史のまち」を満喫できるのは、たしかに歴史を

作り駆け抜けた人々がいたからですが、それだけではなく、太宰府の歴史をかけがえのないものとして守り伝えた人々がいたためです。今も多くの方が太宰府のまちを愛し、歴史文化を学習し、活動されていますが、そうしたことが「歴史のまち」を守り伝える原動力になっているといえます。

このように本市は日本の歴史文化形成に重要な役割を担った太宰府の舞台であり、文化遺産が数多く残っているという特徴がありますが、これに加えていつの時代にもこの地域に誇りを持ち歴史を紐解き、語る人々がいました。このことによって文化遺産を守り伝えられるだけではなく、ここから新たな文化が生まれ、育まれてきたのです。大伴旅人が愛で、菅原道真が愛した梅は太宰府のシンボルとなり、梅が枝餅に代表とする梅にまつわる特産品は全国に知られています。

このように人と遺跡が共存し、また歴史文化を語りつなぐ取組みが数百年にわたって連続と続いていること、これが本市の歴史文化の特徴です」とまとめてみました。

「古代の太宰府が核になっている」こと、「人の営みがこの地域の文化である」ことを言いきったというところで、これを歴史文化の特徴として今後新たな文化をかたちづくっていくというような気持ちを込めています。確認をお願いします。

会長) ただ今の説明について、事務局の悩みとして、文化財保護法上で規定された構成内容ではありますが、①お示した構成内容について留意すべき点や漏れがないか。②書き込みを行っていく上で、気を付けておいた方がいい点などがないか、をこの後ご意見いただきたいとのことです。これまでも様々な議論をしてきたことや最初に C 委員から意見いただいた特徴は特に大事な部分なので、今日に限らず次回もしっかりと議論したいという話もありました。また、冒頭に直近の文化庁による歴史文化の解釈や記載すべきことの説明をさせていただきましたが、重要な要素が追加されたりしていますので、その辺を勘案いただきながら、今日全体を通じての最後のディスカッションということで、いろいろとお気づきの点を発言いただこうと思います。いかがでしょうか。

G 委員) 今ご説明をいただきました、21 p の歴史的背景と 30、31 p の歴史文化の特徴について、内容は素晴らしいと思いますが、表記の仕方、どういった紙面を作るのかということが気になります。非常に重要なことがたくさん書かれています、長文で表記されているため、内容が少しぼやけているように感じました。例えば歴史的背景で言うと、古代・中世・近世というカテゴリーが正しいのか不明だが、カテゴリーで表現していくことによって要所要所の内容がしっかり把握できるのではないかと。歴史と文化の特徴に関しても長文になっているが、この計画として何が言いたいのかをしっかりと分かりやすく表現するためには、小見出しやカテゴリー分けした方が内容をより把握できるのではないかと感じました。

会長) はい。ありがとうございます。見出しを付けることによって、全体の説明の展開が明快・簡明に分かるということだと思います。ご検討ください。小見出しも単に古代・中世…のように時代名ではなく、ポイントをおさえたものにするとういと思います。

H 委員) しっかり読み込めていないだけかもしれないが、「令和」や「坂本八幡宮」については、あえて入れていないのですか？

市) 21 p の中ほどにあります。

H 委員) わかりました。

会長) 最後にありそうですが、時代のほうに出てきていました。場合によっては見出しをつける  
とわかりやすくなるかもしれません。そういう意味では、見出しの付け方も単に古代、中世、  
近世、近代ではなく、なにかポイントをとらえてつけると一層わかりやすくなると思う。

B 委員) 歴史的背景のところ、宝満山に絡めたような寺社仏閣についての話、どこかに包含さ  
れていると考えても良いのかもしれないが、例えば山伏信仰に関するようなものがあったり、  
史跡がたくさんあったりすることがどこに読み込まれるのかということが一つ。大宰府政庁  
が置かれたことが関係するかもしれないが、最澄や空海が滞在していたことはすごいと思う。  
だが、そのあたりのことをひとつひとつ拾い挙げていくと膨大な量になるのでどうするの  
か?ということが疑問としてある。まとめ方として見出しという話もありましたが、カテゴ  
リー分けとして時代や行政にまつわることであったり、宗教的な分類であったり、なにか分  
類の仕方にも工夫ができそうに思う。太宰府はすごく歴史のある場所なので勉強し出すとキ  
リがないが、近現代がなかなか深まっていない気がしている。例えば昭和の時代の話なども  
掘り起こしていけば面白いように見受けられるのだが、元々の歴史があまりにも凄すぎて掘  
り起こせてないのかと感じた。そのあたりをどう料理するのか気になっているところです。

会長) まさに持てる者の悩みといえますか、市史のようなものとどうすみ分けるのかというこ  
ともあると思います。やはり歴史文化の特徴は関連文化財群や市民遺産を生み出す背景がきち  
んと書かれているようにということ等を加味して取舍選択、一方で文化庁からも 100 ページ  
以内に収めなさいという。これは正式な法定計画になると様々な人が読むから自治体によっ  
ては 500 ページ持ってきたところがあったらしく、財務省から書き直すように言われたなん  
ていうことがあった。いずれにしても様々な物理的な制約の中で、今日議論した内容を事務  
局の方でご苦労でしょうが、まとめていただく必要があると思います。

A 委員) 動機づけになるような、7 p の計画の役割や個別計画、関連計画に書いてあるようなこ  
とをこれからやっていくのだと思うが、根本的なところで、なぜ歴史を学ぶのか、なぜ文化  
を大切に思うのか、芸術に触れるのか、太宰府に限らず、日本人として、人間として、なぜ  
こういったことが大切なのか、その動機づけになるような文章をはじめのほうに置いてほし  
いと思う。私自身は歴史が大好きなので、よく歴史の話の人とするのですが、意外と歴史に  
興味を持っている人間が少ないと常々感じる。こんなにも楽しくて、人生の役に立つ文化芸  
術、文学もしかり。自分の国や地域の歴史を知らないのは、外国に行っても何もしゃべれな  
い。それでは、外国人からバカにされてしまう。そういう意味でも大事。ひとりでも多くの  
市民に意識を高めてもらう動機づけとなるような作業にしたいと思う。

会長) 計画の役割には少し事務的なことしか書いていないということもあるだろう。もう少し大  
きな背景が必要なかもしれない。重い宿題だが、事務局のほうでご検討ください。

I 委員) 前もって資料をもらえたら、今日、もう少し読み込んで来られたと思う。なかなか読み込  
むのが大変。

会長) 今日は第 1 回ということで、事務局もご苦労があったと思いますが、これはもう形を成し  
ているものですから、今後は加筆修正したところがわかるように示して事前にお送りいただ  
けるとありがたい。どのくらい前にあるとよいですか?

I 委員) 1 週間もあれば。

副会長) 前日にただただだけでも大きいですね。

会長) 郵送もなかなか。メールでも。そのあたりを工夫していただくのと、2 回目以降はぜひ修正部分がわかる形にしてもらえるとありがたいです。

会長) 用意した議題は以上です。次回から本格的な議論になります。今日は頭出しということで、何かを決めるということはなにもしていないと思います。次回以降は少しずつ、言葉を決めたり、内容のある程度承認したりというプロセスをふんでいきたいと思います。事前配布もお願いしますので、皆さんには事前にお目通しいただければと思います。

会長) その他ということで、事務局や委員の皆様からなにがございませうか？

一同) なし。

## 7 連絡事項

市) 貴重なご意見ありがとうございました。今回頂きましたご意見を踏まえ、よりよい計画づくりへ生かすよう努力してまいります。事務局の不手際で資料配布が当日となりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。次回は事前にご確認いただけるように配布を考えております。

市) 次回の協議会の日程につきまして、先ほど確認事項のところの説明させていただきましたが、第 1 章第 3 節から第 6 節までの計画書の中身の書き込みを行い、今回ご意見いただきましたところの修正をご確認いただく形をとりたいと思います。開催予定といたしましては、3 月の中旬から下旬で調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。3 月 22 日・23 日・25 日の午後 2 時くらいから考えておりますが、もしご予定がおわかりでしたら、この場にて日程の確定させていただきただければと思っておりますが如何でしょうか。そうでなければ事務局から後日ご案内させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。では、改めまして、事務局から 3 案程度、示させていただきます。よろしくお願ひいたします。以上で事務連絡を終わります。

## 8 閉会

市) それでは閉会にあたりまして、教育長の樋田より一言ご挨拶を申し上げます。

教育長) 教育長の樋田でございます。急な案件のために前半在席できず失礼しました。委員の皆様には本日、大変貴重なご意見、ご指摘を賜りありがとうございます。皆様のご意見を伺い、私自身大変勉強になり、改めて文化財とは何かということを考えさせられました。地域計画は日本全国でもまだ策定している自治体が少ないと聞いています。太宰府市はおかげさまで歴史文化基本構想を策定しておりましたので、それを発展させる形で作っていくことができるのではないかと考えています。いずれにせよ、皆様のお力をお借りして、太宰府らしい、他に誇れるような地域計画に仕上げたいと思っております。今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。年の瀬が近づいてまいりましたが、今年の年末年始は非常に寒いということです。ぜひ健康にお気をつけてよいお年をお迎えいただければと思っております。本日は長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございます。

市) これをもちまして、閉会いたします。